

介護老人保健施設 しんわ苑

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人親和会が開設する介護老人保健施設しんわ苑において実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)(以下「当事業所」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあたっては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図るとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設しんわ苑 通所リハビリテーション事業所
- (2) 開設年月日 平成10年3月24日
- (3) 所在地 福岡県北九州市八幡西区楠橋南2丁目19-6
- (4) 電話番号 093-619-1800 FAX番号 093-618-3728
- (5) 管理者名 後藤晶子
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(4056680145号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者(医師) 1名
- (2) 医師 1.3名(薬剤師を兼務・常勤換算)
- (3) 看介護職員 4名以上
- (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
 - ・理学療法士 1名以上
- (5) 栄養士又は管理栄養士
 - ・管理栄養士 1名以上
- (6) 調理員 委託
- (7) その他
 - ・清掃作業員 委託

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

(利用対象者及び利用手順)

第7条 通所リハビリテーションの利用対象者は、65歳以上の第1号被保険者で要介護状態と認定された者、及び、40歳以上65歳未満の第2号被保険者で要介護状態であって、その要因が特定疾病によるものであると認定された者。利用申込は、居宅介護支援事業者が窓口となる。

- 2 介護予防通所リハビリテーションの利用対象者は、要支援1・2と認定された者。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の開始に際しては、事業

所の概要や利用に際しての重要事項、利用料金等を定めた利用約款を交付し、あらかじめ利用者及び家族から同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第8条 当事業所は、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)のサービス提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 当事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供するように努めるものとする。

(営業日及び営業時間)

第9条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までを営業日とし、正月三が日を除く。
- (2) 営業日の午前8時45分から午後5時までを営業時間とする。

(利用定員)

第10条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の利用定員数は、40人とする。

(事業の内容及び利用者負担の額)

第11条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)費の告示上の額とする。

- (1) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあたっては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。
 - (2) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
 - (3) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
 - (4) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 2 施設利用にかかる基本料金やその他の費用等は、重要事項説明書別紙に記載する。
- 3 当施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 4 当施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。

- 6 当施設は、料金を掲示したもの以外に、利用者からの依頼により購入した日常生活品については実費を徴収するものとする。なお、精算時には、実際に要した費用の領収書等内容を明記した書類を添付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。
八幡西区、中間市、直方市及び鞍手町のそれぞれ近郊

(身体の拘束等)

第 13 条 当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその容態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第 14 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(5) 利用者に対する虐待が発生した場合は、速やかに市町村へ報告を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

(褥瘡対策等)

第 15 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第 16 条 職員は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- ① 当事業所利用中の食事は、食中毒予防の観点から特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 11 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第 11 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としている為、食事内容を管理・決定できる権限を委託いただくこととする。食べ物の持ち込みおよび持ち帰りを固く禁ずる。

- ② 気分が悪くなった時はすみやかに申し出なければならない。
- ③ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用時間中の私的な外出は原則として禁止する。
- ④ みだりに入所部門の居室、診察室、サービスステーション、事務室、設備関連等の部屋に立ち入ってはならない。
- ⑤ 飲酒は必ず指定の場所で行い、決められた時間、決められた量を守らなければならない。
- ⑥ 危険物や火気類は許可無く施設内へ持ち込んで서는ならない。館内は禁煙とする。
- ⑦ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用するものとする。
- ⑧ 所持品は、原則として各自の責任において管理し、貴重品や高額な金品は施設内に持ち込んで서는ならない。
- ⑨ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用時間中の医療機関の受診は、緊急の場合を除き行ってはならない。どうしても受診が必要な場合は、サービス提供の開始前、又は、サービス提供終了後に各自受診していただくものとする。
- ⑩ 施設内での宗教活動は禁止とする。
- ⑪ ペットの持ち込みは禁止とする。ただし、アニマルセラピー等を目的として、管理者の許可を得た場合を除く。
- ⑫ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」を禁止する。
- ⑬ 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ⑭ ご利用に際しては、所持品や身の周り品すべてに所有者が分かるよう氏名を記入しなければならない。

(非常災害対策)

第 17 条 当事業所は、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者の指名する職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、所属先の責任者を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 19 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第 20 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 21 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減)

第 22 条 当事業所は、施設サービスの提供における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当施設における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。(タスクシフトや ICT 導入について話し合う委員会)

(職員の勤務条件)

第 23 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人親和会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 24 条 当事業所職員は、この事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 25 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 26 条 当事業所は、当事業所職員に対して、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

2 当事業所職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 当事業所職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(苦情処理)

第 27 条 当事業所は、提供した通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための相談コーナーを設置するものとする。

2 当事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 当事業所は、提供した通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

5 当事業所は、提供した通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 当事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

- 7 当事業所は、その運営に当たっては、提供した通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 28 条 当事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- ① 正当な理由なしに通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の利用に関する指示に従わないことにより、要介護(要支援)状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

第 29 条 当事業所は、職員、施設及び構造設備、会計に関する記録を整備しておくものとする。

- 2 当事業所は、利用者に対する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に関する記録を整備し、その完結の日から二年間保存するものとする。

(掲 示)

第 30 条 当事業所は、事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額、苦情処理の対応、プライバシーポリシー、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、インターネット上で情報の閲覧が完結するようウェブサイト(当施設ホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 31 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 当事業所は、適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人親和会の運営委員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 21 年 12 月 1 日より施行する。

平成 24 年 4 月 1 日 改訂

平成 26 年 4 月 1 日 改訂

平成 26 年 8 月 1 日 改訂

平成 26 年 11 月 1 日 改訂

平成 27 年 4 月 1 日 改訂

平成 30 年 4 月 1 日 改訂

平成 31 年 4 月 1 日 改訂

令和 元年 7 月 1 日 改訂

令和 元年 10 月 1 日 改訂

令和 3 年 4 月 1 日 改訂

令和 4 年 8 月 1 日 改訂

令和 4 年 12 月 1 日 改訂

令和 5 年 2 月 1 日 改訂

令和 6 年 6 月 1 日 改訂